

学校において予防すべき感染症および出席停止期間の基準

	対象疾患	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱	感染源となりうる期間は原則入院。治癒するまで出席停止
	クリミア・コンゴ出血熱	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	天然痘（痘そう）	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	
	鳥インフルエンザ（H5N1）	
	新型コロナウイルス感染症	
第2種	指定感染症および新感染症	
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	症状により、学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎（はやり目）	
（条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患）	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬による治療開始後24時間を経て全身状態がよければ登校可
	ウィルス性肝炎	A型…肝機能が正常化すれば登校可 B型C型…無症状病原体保有者は登校可
	伝染性紅斑（りんご病）	症状により、学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	手足口病	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ感染症	
	流行性嘔吐下痢症	下痢や嘔吐が消失し全身症状がよければ登校可
	その他の感染症	